

平成30年6月28日

都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

第1回防災都市づくり推進計画検討委員会

平成30年度（第1回）

議事録

目 次

1. 開 会.....	- 1 -
2. 委員会設置要綱と運営規定について.....	- 3 -
3. 委員紹介.....	- 4 -
4. 議 題.....	- 5 -
1) 委員長選出.....	- 5 -
2) 本検討委員会の進め方について.....	- 6 -
3) 防災都市づくり推進計画（改定）平成 28 年 3 月 改定後の進捗状況.....	- 8 -
4) 計画改定以降の都の主な取組などについて.....	- 8 -
5. その他.....	- 8 -
1) 国の動向などについて.....	- 8 -
議 論.....	- 17 -
閉 会.....	- 26 -

1. 開 会

(10:00)

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】 定刻になりました。

まだ、お見えでない方もおられますけれども、定刻になりましたので、第1回防災都市づくり推進計画検討委員会を開会させていただきたいと思えます。

本委員会の事務局を務めさせていただきます、東京都都市整備局市街地整備部防災都市づくり課長の栗原でございます。よろしくお願ひいたします。それでは着座して進めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、本日は報道関係者の方々もお越になっております。カメラ取材は冒頭のみとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。ペン取材につきましては委員会終了までオープンとさせていただきますので、取材のほうもよろしくお願ひいたします。

まず、開会にあたりまして、東京都を代表して都市整備局理事の中島よりご挨拶をさせていただきます。

【中島理事】 ただいま紹介のありました東京都都市整備局理事の中島でございます。委員皆様におかれましては当委員会委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。また、お忙しい中、本日は都庁までお運びいただきましてありがとうございます。併せまして、日頃から東京の都市整備に対しまして多大なるご協力ご尽力をいただきまして、たいへんありがとうございます。

さて、先週でございますが、6月18日大阪府の北部を震源とする地震がございました。大阪の中心市街地で軒並み震度5強以上ということで被害があったわけですが、大都市の直下で起こったということで都の今後の災害対策を進める上で色々教訓が得られるものと思っております。我々の方でも情報収集に努めまして、その対応について勉強させてもらって、今後の都の政策に活かしていきたいと考えています。

一昨日ですが、国の方から全国地震動予測地図2018年度版の発表ございました。これは将来の地震発生の確率を出したものでございますが、それによりますと首都圏におけます地震発生の確率は依然として高い状況にあるということでございます。引き続きセーフシティ東京の実現に向けまして防災都市づくりを強力に進めていきたいと思っておりますが、この防災都市づくり推進計画がそのおおもとなる計画でございます。都と致しましては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえまして、平成8年に最初の計画を作りましたが、その後、平成16年、22年と改訂を重ねまして、延焼遮断帯の整備ですとか、あるいは市街地の不燃化ですとか、そうした市街

地の防災性の向上に取り組んできたところでございます。平成24年1月には首都直下地震の切迫性や、東日本大震災の発生を踏まえまして、木密地域不燃化10年プロジェクトを立ち上げまして、区と連携しながら木造住宅密集地域の改善を一段と加速するという取り組みをまいりまして、さらに28年3月でございますが新たに防災生活道路という防災上の軸となる道路を位置づけまして木密地域の拡大の未然防止を盛り込みました現計画に平成28年3月に改訂しまして、これに基づきまして事業に鋭意取り組んでいるという状況でございます。

また、昨年9月でございますが都市づくりのグランドデザインというのを東京都として策定をいたしまして、2040年代の目指すべき東京の都市像というのを、これと併せまして木造住宅密集地域について、東京ならではの街並みに変えるための取り組みというのを示したところでございます。

さらに今年に入りまして先生方のご指導も頂きまして、第8回地震に関する地域危険度測定調査の結果を取りまとめまして、最新の危険度ということで公表したところでございます。

こうした様々な経緯を踏まえながら、今後とも災害に強いまちづくりを進めていかなければなりません。そのために、今回こうした検討会を設けたわけでありまして。現計画に位置付けられました各事業の進捗状況の把握をしっかりと行いながら、各地域ごとに今後も着実に事業が執行できるような対応策につきまして委員の皆様方それぞれの専門の立場からご意見を頂戴いたしまして、また、議論を重ねていきたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。今後ともよろしくお願い致します。

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】 理事の中島につきましては、公務の都合によりまして退席させていただきますのでご了承願います。

また、恐縮ですが、カメラ撮影につきましてはここまでということでございます。カメラ撮影の方はここで退出のほどよろしくお願いいたします。その他の方はこのままで結構です。

それでは議事に入ります前に私の方から資料の確認をさせていただきます。机上的の方に今回の資料を配布させて頂いております。

まず、資料1が座席表となっております。それから、資料2-1と2-2が本検討委員会設置要綱と運営規定。資料3が本検討委員会委員名簿。それから、資料4-1が本検討委員会の進め方についての資料になっています。それから、資料4-2が防災都市づくり推進計画改定後の進捗状況です。資料4-3、地域危険度・避難場所の資料でございます。資料4-4が都市づくりグランドデザインと土地利用調査特別調査委員会に関係します資料となっております。資料5は国のほうの関係の密

集市街地の改善整備と密集市街地対策についてということでお配りしています。最後に、こちらにも国のほうの動きになりますが、資料6、建築基準法の一部改正についてお配りさせていただいております。

以上、資料1から資料6までが資料となっております。それから、本日の議事の参考にしていただきたいと思っております、参考資料の確認をさせていただきます。まず、参考資料1、各年度末に更新した整備プログラム総括表をお配りしています。それから、参考資料2に、整備プログラムの更新にあわせて、グラフや地図を用いて、整備地域などの改善状況を分かりやすく表現した、地域別の改善状況等について参考資料としてお配りしています。さらに、参考資料3として平成31年度の国の施策及び予算に対する東京都としての提案要求書で、木造住宅密集地域に関する部分を抜粋してお配りしております。

以上が参考資料1から参考資料3までが本日お配りしております参考資料となります。あわせて、「防災都市づくり推進計画」という紫色の冊子、「都市づくりのグランドデザイン」の冊子、「地震に関する地域危険度測定調査報告書」ならびに「地域危険度と避難場所のパンフレット」を机上配布しております。お配りしているものは以上でございますが、なにか不足分等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の進行ですが、次第の3の委員紹介までは事務局が行い、次第4の議題の冒頭の進行からは、伊村委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

2. 委員会設置要綱と運営規定について

(10:08)

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】 それでは次第の2、委員会の開催や運営について事前に定めた、委員会設置要綱ならびに委員会運営規定について、私の方からご説明させていただきます。資料2-1と2-2をご覧ください。本委員会は、東京都震災対策条例第13条第1項に規定する防災都市づくりに関する計画を検討するに当たり、学識経験者の専門的意見を反映させるために設置するものでございます。現計画の改定後、2年以上経過しており、推進計画で定めました、整備目標の達成に向けて、計画に位置付けられた各事業の進捗状況の把握を行っていく必要があると考えております。あわせて、昨年9月に公表いたしました、都市づくりのグランドデザインで示された目指すべき都市像の実現や、今後の着実な事業執行に向けました対応策などについて検討いただくことを目的としておりますので、委員の皆様方にはどうぞよろしくお願いいたします。

また、設置要綱第4条の規定どおり、本委員会は公開して行って参りますが、個人情報に該当

し、委員長が公開を不適切と認める場合には、非公開となります。具体的には運営規定第6条の記載のとおり、東京都情報公開条例第7条に規定する非公開情報を取り扱う場合を想定しております。

最後になりますが、運営規定第5条に傍聴人等が執るべき事項が記載されておりますので、併せてご覧いただければと思います。

私の方からの説明は以上でございます。

3. 委員紹介

(10 : 11)

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】 続きまして、委員のご紹介ということで、次第3に移らせていただきます。

委員のご紹介を私の方からさせていただきます。

武蔵野大学工学部建築デザイン学科教授伊村則子委員でございます。

【伊村委員】 伊村でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】 国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター主任研究員大原美保委員でございます。

【大原委員】 大原です。よろしくお願いいたします。

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】 東京工業大学環境・社会理工学院教授大佛俊泰委員でございます。

【大佛委員】 大佛です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】 なお、東京大学生産技術研究所准教授加藤孝明委員ですが、本日、少し遅れていらっしゃるようでして、一応ご出席の連絡は受けております。

続きまして、首都大学東京名誉教授中林一樹委員です。

【中林委員】 中林です。ちょっと遅れてしまって申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

す。

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】 以上、委員のご紹介をさせていただきました。

それでは、今後の議題に関わる進行は伊村委員にお渡ししたいと思います。

4. 議 題

1) 委員長選出

(10 : 13)

【伊村委員】 続きまして、次第4、議題1の委員長選出に移ります。委員長の選出につきましては、設置要綱第3条に、委員長は委員の互選により選出することとしています。どなたか委員長の御推薦はございますでしょうか。

【大佛委員】 はい。私の方からご提案させていただきたいと思います。私としては、中林委員を推薦致します。防災計画の実務経験がたいへん豊富で、人格、見識とも優れており、国や都などの委員会などに多く参加されておりまして、委員長や会長としてとりまとめた経験も豊かでありますので、この委員会の委員長として適任かと存じます。

【伊村委員】 はい、ありがとうございます。

ただいま大佛委員から、中林委員を委員長にご推薦するというご提案がありましたが、他にご意見ございますでしょうか。

他に意見がないようでしたら、中林委員に委員長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔異議なし〕

【伊村委員】 それでは中林委員にはたいへんご苦勞をおかけしますが、委員長への就任をどうぞお願いいたします。

委員長が決定いたしましたので、今後の当委員会の運営を、中林委員長にお願いしたいと思います。

これもちまして、進行を交代させていただきます。中林委員長、以後どうぞよろしくおね

がいします。

【中林委員長】 はい、ただいまご推薦いただき委員長を仰せつかることになりました中林です。今日は少し電車がトラブルで遅れてしまったのですがこのようなことがないように努力したいと思います。この防災都市づくり推進計画検討委員会が東京都の防災都市づくりの最も基本となる、いわば“防災都市づくりマスタープラン”の検討を行うということで、関連する様々な調査あるいは施策をまとめていくという重要な委員会と認識しております。委員の皆様のご活発なご意見、アイデアを頂きながら東京都の防災都市づくりに若干貢献できればと思っております。よろしくお願いたします。

2) 本検討委員会の進め方について

(10 : 16)

【中林委員長】 それでは、次第4、議題2の「本検討委員会の進め方について」に入りたいと思います。次第4、議題2について、事務局より説明をお願いします。

【事務局（村岡）】 それでは本委員会の進め方ということで資料4-1、こちらの方をご覧ください。まず、本委員会の進め方について、先ほど説明させていただいた設置要綱第1条に記載のとおり、まず目的として東京都震災対策条例第13条第1項に規定する防災都市づくりに関する計画の検討にあたり学識経験者の皆様のご専門的意見を反映させるため本委員会を設置するものでございます。委員会における検討事項としては、まず委員会が検討内容の方針及び全体スケジュールの確認、あと、各専門部会で意見を取りまとめ、最後に推進計画に位置づけられた各事業の進捗状況の把握ということを考えております。併せまして推進計画や関連する地域危険度、避難場所等の調査を専門的かつ具体的に議論していただきます専門部会の設置を事務局として考えております。具体的には資料の左下、専門部会を三つ掲げております。こちらの三つの部会を立ち上げて、検討内容につきましては、次のページをご覧ください。防災都市づくり推進計画につきましては3点、地域危険度につきましては2点、避難場所につきましては1点大きな項目を挙げさせていただいております。推進計画につきましては最新の不燃領域率を、今日もご紹介させていただきますが、都内の不燃化が加速しておりますことが確認されております。今後、事業の進捗状況を把握し、改善の進んでいない地域への不燃化の加速策などをそういった観点で検討して頂くことを考えております。2番延焼遮断帯の形成率になります。考え方は延焼遮断帯の形成が着実に進むことをこちらでも事業の進捗状況を把握し2025年目標達成に向けた加速策

等の検討をお願いしたいと考えております。3番目としまして昨年の9月公表されました都市づくりのランドデザインを踏まえて木密地域を安全安心で東京ならではの街並みに替えるあり方の検討につきまして、以上この3点を防災都市づくり推進計画の専門部会ということで検討をお願いしたいと考えております。それから、地域危険度測定調査につきましては昨年の2月に公表したばかりですが、最新データを取り込みまして、合わせて測定方法を検討してまいりたいと思っております。2番としまして各危険量と不燃領域率の関係を整理いたしまして各危険度の位置付けを今後どうするかということをご議論いただきたいと考えております。最後になります。避難場所の指定。これは今月8日避難場所の指定ということで公表させて頂いておりますが、今後、避難有効面積の拡大、避難距離の短縮、避難場所の新規・追加など設定、調査検討を進めたいと考えておりますので、こちらにつきましても避難場所の専門部会を立ち上げてご議論を頂きたいと考えております。ページをおめくりください。今年度のスケジュール。こちらは事務局からの提案でございますが、こちらに今日の推進計画検討委員会を記載しておりまして、まず、第1回目、本日6月28日でございます。委員会につきましては本日と年度末に第2回目を予定しておりまして、検討する内容につきましては先ほどご紹介させていただきました内容をあげさせて頂いております。専門部会のスケジュールにつきましては、まず、防災都市づくり推進計画検討部会、こちらは紫色の表示をしておりますが8月以降概ね4回程度、先ほど説明させて頂いた検討内容をご議論いただきたいと考えております。地域危険度は黄色、避難場所は緑で、危険度につきましては10月と3月、避難場所については12月あたり専門部会を開催して検討を進めていきたいと考えております。以上、事務局側の提案としましては専門部会を三つ設置させて頂きまして、今、説明させて頂きました年間のスケジュールで進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

【中林委員長】 はい、ありがとうございました。事務局からの説明について、何かご意見あるいはご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、30年度のスケジュールということで、この委員会は本日1回目と、年度末に2回目で年度のまとめということになりますが、その下に3つの部会を立ち上げて検討を具体的に進めていくというスケジュールであるということを確認させていただいて、次に移りたいと思います。

3) 防災都市づくり推進計画（改定）平成 28 年 3 月 改定後の進捗状況

4) 計画改定以降の都の主な取組などについて

5. その他

1) 国の動向などについて

(10 : 22)

【中林委員長】 それでは、次第の 4、議題 3 と 4、防災都市づくり推進計画、平成 28 年 3 月以降の進捗状況、計画改定以降の都の主な取組など、及び、次第 5 その他として、最近の国の動向などについて、あわせて事務局より説明をお願いします。

【事務局（村岡）】 それでは資料 4-2 防災都市づくり平成 28 年 3 月改定後の進捗状況の資料をご覧ください。1 枚めくっていただきまして目次がございます。この資料につきましては紫色の冊子となっております推進計画の現計画改定に関する内容の再確認を含めて、1 で説明させていただきます。それから 2、3、4、5 こちらについては改定以降の進捗状況ということで延焼遮断帯の形成率や不燃領域率の進捗状況を合わせてご説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。それでは 1 ページ目、防災都市づくり推進計画の目的等。こちらでは目的、対象区域、計画期間を掲載させて頂いております。目的は震災対策条例に基づいて震災の予防、発生した場合の被害拡大の防止により地震に強い防災都市づくりを推進していくことを目的としております。

対象区域は市街化区域をまず対象としまして右の東京の図にありますブルーの部分を対象とさせて頂いております 23 区 28 市町になります。合わせて木密が重なる地域を中心に 23 区及び多摩地域の黒の点線の右側の 7 市について防災生活圏ということで延焼遮断帯を設定させて頂いております、23 区と 7 市が対象になっています。

計画期間につきましては、施策の基本方針として、10 年計画ということで、平成 28 年から 37 年度。事業の具体的な整備計画としまして整備プログラムがございまして平成 32 年度までの計画となっております。

一枚おめくりください。首都直下地震等による東京の被害想定でございます。表の左側に東京の被害想定ということで記載しております。真ん中が東日本大震災の被害実績。並びに右側が阪神・淡路大震災の被害を載せさせて頂いております。震源・規模等は記載のとおりでございます。建物の全壊被害約 30 万棟が予測されておりますが、そのうち全焼が 19 万棟と予測されており、不燃化等の対策が重要と認識しております。

続きまして。防災都市づくりのイメージということで、1枚おめくりください。防災都市づくりのイメージの下の方に主な施策として、推進計画の4本柱、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成、避難場所等の確保ということで、ガワ、アンコ、そして緊急輸送道路と避難場所の整備について、今後目標を定めて積極的に取り組んでいきたいということで書かせて頂いております。

一枚おめくりください。現計画の推進計画改定のポイントということでこちらも振り返りになるのですが、3点ほど記載させて頂いております。まず、一番目、木密地域不燃化10年プロジェクト。平成24年から始められておりますが、特に不燃化特区の概念、重点整備地域に取り込むということで、今回の推進計画の方に挙げさせて頂いております。取り組みの事例を二つほど示してございまして、不燃化特区での全国訪問や特定整備路線等の相談窓口ということで、具体的な取り組みを記載させて頂いております。2番目整備地域内の更なる不燃化の促進について、防災生活道路整備及び防災生活道路沿道の不燃化の助成ということでアンコの不燃化促進についての事例を右側に載せております。3番目の木密地域の解消及び再生産の防止ということで、整備地域外の木密地域及びその周辺の地域において、まず木密地域の解消と再生産の防止をねらって、取り組みとしては地区計画の策定支援ということで補助を行っております。地域の地区計画策定を支援していくということでございます。右の写真がその具体的な状況の風景の例ということでございます。

次のページです。こちらが10年プロジェクトの概念になっておりまして、改定時、不燃化特区は53地区約3100haを指定させて頂いております。こちら23区の図の赤いエリアが不燃化特区となっております。あわせて、特定整備路線が、現在28区間、約25kmございます。図の中の青い線が28箇所あり、こちらが特定整備路線ということで位置づけさせて頂いております。

一枚おめくりください。次が、整備地域内の更なる不燃化の促進で、防災生活道路の概念について記載しております。防災生活道路ということで避難や緊急時の消火活動、消防車の侵入などを想定して、左上の図で250mと120mと記載があるところのブルーが幅員6m以上の防災生活道路という位置づけをしております。こちらは特に消火・救援等を想定して、将来的に防災生活圏の中で6mの道路を整備していきましようとしております。一方、黄色の部分、幅員4m以上の道路ということで、お住まいの方の避難に資する道路を整備ということで拡幅などの整備を促していこうということで、都では防災生活道路と沿道の不燃化に対して助成を行っておりまして、助成につきましては、補助率は都、区それぞれ2分の1ずつということで負担をいたしまして、道路の整備や沿道の不燃化を推進しております。

次のページが木密の解消及び再生産の防止ということで、地区計画の策定支援について書か

させて頂いております。こちらの補助率につきましても同じ状況になっておりまして、都と区、それぞれ2分の1ずつ負担して地区計画策定の支援を行っております。イメージとしては右上の図にありますとおり、敷地の最低限度の設定やそれ以外にも地区施設の指定、壁面位置の制限等といったものを合わせて取り組んでいきたいと思っております。地区計画とはまた別の位置づけになるのですが新防火ということで新たな防火規制区域の検討も併せて区、市のほうに促しております。

計画改定のポイントとしては以上になります。

1枚めくっていただきます。整備目標です。推進計画に記載のとおりなのですが、延焼遮断帯であれば形成率の現状と目標、緊急輸送道路では耐震化率の現状と目標を確認させて頂いております。次のページが不燃領域率と避難場所の箇所数を記載させて頂いております。

一枚おめくりください。次からは延焼遮断帯です。こちらでも再確認ということになります。延焼遮断帯につきましては、1ページ目が延焼遮断帯の区分と形成基準について記載させて頂いております。委員の皆様にはご承知のとおりと思いますが、骨格防災軸、主要延焼遮断帯、一般延焼遮断帯、それぞれについて、参考値としてほしいどれぐらいの間隔で指定されているということを記載しております。それから延焼遮断帯の形成基準につきましては三つの区分いずれも同じ基準で形成率を設定しておりまして道路の幅員に応じて沿道の耐震化率の設定が違っております。あと、避難場所を通過するものは延焼遮断帯として認めており、(1)と(2)の記載がございます。イメージとしては右側の絵のとおりでございます。次のページですが整備方針といたしまして、整備目標と取組ということで、推進計画に記載させて頂いております内容を記させて頂いております。次のページをご覧ください。延焼遮断帯の整備状況ということで、左が平成18年の形成状況の図です。右側が平成28年、最新の土地利用現況調査を踏まえた形成状況になっております。この10年で6%上昇しております。特にこちらの墨田区、足立区、中野区辺りでもともと未形成であった部分が形成になっております。若干、図が見にくくて恐縮なのですが、赤から青に変わっております。あと練馬の方でも一部少し未形成が形成に変わっているということが読み取れます。

続きまして、緊急輸送道路の概要ということで、緊急輸送道路の種類を挙げさせて頂いております。緊急輸送道路、特定緊急輸送道路、一般緊急輸送道路ということで、沿道の耐震化を推進計画に記載しております。具体的には、1枚おめくりいただきまして、まず、特定緊急輸送道路については、耐震診断を義務化するなど沿道耐震化を強力に進める路線ということで、現在、進めております。沿道建築物の補強設計や耐震改修を、耐震診断と併せて重点的に促進しております。目標としては31年度までに沿道建築物90%耐震化する。そしてIS値0.3未

満を解消しますということが目標になっています。2番目としまして、平成37年度までに沿道建築物を100%耐震化しますというのが、特定緊急輸送道路の目標になっております。一般緊急輸送道路については、耐震診断や耐震改修への支援を行っております。こちらは耐震診断の義務化まではまだ行っておりませんが、37年度までに沿道建築物90%を耐震化しましょうという目標を挙げさせて頂いております。その他の取り組みということで、併せて無電柱化を推進していくということなどを書かさせて頂いております。

進捗状況につきましては次のページをご覧ください。左側が平成27年7月末時点ということで、上が高速道路以外の緊急輸送道路の耐震改修の状況、下が高速道路の耐震改修の状況でございます。右側が平成29年12月末時点の状況になっております。特にセンターコアとか町田の辺りで耐震化率が上がっているというのが図の方から読み取れます。耐震化率につきましても、ここ2年で概ね3%程度上昇しているということが現在の進捗状況でございます。

続きまして、資料を1枚おめくりください。木造密集地域の概要ということで木造密集地域13000ha ございますが、都内の分布について示しています。区部では環七周辺に多摩部は中央線沿線ということで、木密はかなり存在するということを示しております。次のページがゾーニングの基本的な考え方ということで、木密から整備地域、重点整備地域と絞り込んでいくということを示しております。整備地域の選定の基準は下記に示してあるとおりです。

1枚めくっていただきまして、整備地域の指定は、現在6900ha になっており、23区内で指定させて頂いております。おおむね木造密集地域に含まれる形で整備地域がございます。次のページが重点整備地域の指定になっておりまして、こちらはイコール不燃化特区になっております。こちら推進計画改定時3100ha でありましたが、現在約100ha 追加されまして3200ha でございます。こちらは、整備地域の中に含まれる形で重点整備地域があるという状況になっております。

一枚おめくりください。市街地の整備の方針と取組です。目標として、32年度までに重点整備地域の不燃領域率を70%以上に、整備地域については全体平均で70%を目指しています。あわせて37年度までに全ての整備地域の不燃領域率を70%以上にするということで、その下に先ほど挙げさせて頂いたような取組を記載させて頂いておりますのでご覧ください。

次のページが整備地域の不燃領域率の現状です。こちらが最新のデータに基づき不燃領域率を、28整備地域別に算出した状況になっております。不燃領域率70%超えの地域が4つございまして、60%台後半の地域も約1/3程度になっております。特に事業展開している墨田区、中野区あたりでは、参考資料をご覧ください。不燃領域率がこの5年で5%ほ

ど上がっているという実績がございまして、事業の効果が表れているということでございます。全体としては不燃領域地率、この5年で4%あがっております、過去に比べて不燃領域率の上昇が伺えます。

資料1枚おめくりください。避難場所の概要ということで、こちらは23区内の指定の状況についてご確認いただけます。こちらの概要と根拠法令につきまして、時間の関係もございまして、後ほど読んでいただければと思います。避難場所の指定について次のページに記載させて頂いております。避難場所と地区内残留地区と避難道路の3点を議論いただいたところでございます。避難場所、地区内残留地区、避難道路の指定基準等につきましては、また後ほどご紹介させていただきたいと思っております。

一枚おめくりいただきまして、避難場所等の確保及び指定の方針です。こちらにも目標がございまして、平成32年度までに避難有効面積が不足する避難場所を解消すること、あわせて避難距離が3km以上となる避難圏域を解消すること、そして、37年度までに引き続き避難場所の新規・拡大の指定を促進していくということでございます。

進捗状況につきましては、次のページに載せてございます。左側が現推進計画に記載しております、平成27年度末の指定の状況が載っております。右側が今回30年6月に公表させて頂いております現状となっております。避難場所の追加指定箇所につきましては197箇所から213箇所、増減はあるのですが、増えております。地区内残留地区につきましても3か所増えまして1000ha追加となっております。図の方に、地区内残留地区につきましては青の太線の中が追加されたところで、港区と中央防波堤が指定されました。避難場所については緑の丸のところが新たに追加されております。資料4-2 防災都市づくり推進計画改定後の進捗状況につきましては以上でございます。

【事務局（佐藤）】 続きまして資料4につきまして、事務局の私、佐藤がご説明させていただきます。資料4-3をご覧ください。資料4-3は地震に関する地域危険度測定調査について、今年2月に公表させて頂いております、こちらの概要と、同じく今年の6月に指定させて頂きました避難場所の概要について、こちらの資料を基に説明を申し上げます。

1 ページ目をご覧ください。まず、地震に関する地域危険度の測定についてです。こちらは東京都における防災都市づくりを推進し各震災対策事業を実施する上での指標となり都民の防災意識の高揚を図る目的で、地震に関する地域の危険度を科学的に調査、研究し、都民に公表するというものでございます。

2 ページ目をご覧ください。今回、第8回として公表しております、その測定方法でござい

ます。危険量、建物倒壊危険量と火災危険量とこれらを踏まえた総合危険量について、5177 町丁目ごとに測定し、5 段階のランキングで評価しております。こちらにあります①から③について、より実態を反映し、震災対策事業の整備効果をよりよく評価できるように、前回の第 7 回から改善して今回の第 8 回の測定を行っております。測定結果の概要として危険量については全体として減少傾向にあり、市街地の防災性が向上していると言えるかと思えます。一方で整備地域内の危険度は総体的にみますと依然として高い状況があるようです。

3 ページ目をご覧ください。こちらは建物倒壊危険度を表しております。沖積低地や谷底低地など揺れやすい地盤で、古い木造や軽量鉄骨造の建物が密集している地域で建物倒壊危険度が高い傾向がございます。

続きまして 4 ページ目。耐火性の低い木造建物が密集し延焼遮断帯等が未形成の地域で火災危険度が高い傾向がございます。具体的には区部の環状第 7 号線の内側を中心としてドーナツ状に分布する箇所や JR 中央線沿線にも分布しております。

5 ページ目、災害時活動困難度を掲載しております。地域レベルの道路基盤などが少ない地域で困難度が高い傾向があり、多摩地域や区部西部などに高い地域が分布するという傾向が読み取れます。

6 ページ目には総合危険度を表示しています。荒川・隅田川沿いのいわゆる下町地域一帯に加え、品川区南西部や大田区、中野区、杉並区東部に高い地域が分布している傾向があります。

続きまして、避難場所等の指定の概要についてご説明致します。こちらは震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、避難場所、地区内残留地区、避難道路を条例に基づいて都が指定しております。具体的な今回の見直しの内容につきまして、8 ページ目に変更図を示しております。赤く塗られているところが今回新たに避難場所の指定しているところで 17 箇所を新たに新規指定しています。また、薄い紫色の部分は既存の避難場所を拡大指定しているところです。また、一箇所、黄色で表示しているところが今回避難場所の廃止をしたところです。

地区内残留地区については、濃い青色で表示してあるところが新規に指定されたところです。また、濃い紫色で表示しているところが拡大している箇所です。

続きまして 9 ページをご覧ください。避難道路の指定を示している図です。避難道路につきましては、第 7 回から変更がなく、14 系統 54.1km を今回第 8 回でも引き続き指定しているという状況です。

続きまして資料 4-4 をご覧ください。冒頭に理事の方から話をさせていただきましたが、29 年 9 月に東京都で都市づくりのグランドデザインというものを発表させて頂いております。こちらの概要について、まず簡単にご説明を申し上げます。

1 ページ目をご覧ください。都市づくりのグランドデザインは、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す行政計画です。東京を四つの地域区分と二つのゾーンに都市構造を分けた考え方を示しております。

2 ページ目をご覧ください。区部中心部およびその周辺を新たな地域区分として、中枢広域拠点域と位置づけています。具体的な内容については後でご説明いたします。

3 ページ目をご覧ください。グランドデザインの中で都市の将来イメージを示しております。木造住宅密集地域などの防災都市づくりに関する将来イメージとして記載してあるような木造住宅密集地域が解消された魅力的な住宅市街地が形成されている姿を将来のイメージとして表示しております。具体的には木造住宅密集地域を安心安全で東京ならではの街並みに変えるということを示しています。

続きまして4 ページ目をご覧ください。ここからはグランドデザインで示された都市像の実現に向けて、土地利用のあり方を、現在、土地利用調査特別委員会というものを立ち上げて検討しております。その検討会での資料を抜粋しております。ここからはその資料を簡単にご説明いたします。

4 ページ目。先ほど区部中心部を中枢広域拠点域と位置付けていることをご説明致しましたが、その中枢広域拠点域の具体的なイメージとして、国際的なビジネス・交流機能が集積していること、また芸術・文化・スポーツなどの多様な特色を有する拠点が形成されていること、さらに緑豊かで潤いのある複合市街地や充実した鉄道ネットワークで魅力的な居住生活が実現しているといった地域として中枢広域拠点域を位置づけています。また、その中に、国際ビジネス交流ゾーンを位置づけております。国際的なビジネス機能が高度に集積しているゾーンとして位置づけしております。

5 ページ目をご覧ください。グランドデザインが示される前までは環状 6 号線の内側をセンター・コア・エリアとして位置づけしておりました。今回、概ね環状 7 号線までのエリアを中枢広域拠点域として位置づけなおしております。環状 6 号線から環状 7 号線に広がった部分に整備地域が多く分布しているという状況を示している図になっています。

続いて 6 ページ目以降です。その環状 7 号線の内側で駅周辺や駅直近にも関わらず木密地域が隣接してあるような地域をいくつかの例を挙げて紹介しているページが続いております。こちらについては後でご覧になっていただければと思います。

飛ばしまして 11 ページ目をご覧ください。木造住宅密集地域の改善に向けて土地利用という観点でどういった施策が今まで進められているのか、今後取り組んでいくべきかというところを 11 ページ目以降でご紹介しております。中段の左側の表をご覧ください。ご覧になって頂きますと、土地利

用施策として、延焼遮断帯の形成に寄与するような都市計画の変更や新たな防火規制を併せた取組などを行ってきていることを示しています。また、都市開発諸制度の活用として容積率を緩和する開発制度としての共同化や小規模街区の再編、公開空地などのオープンスペースの確保といった取り組みを進めております。以上のようなことを紹介しております。

13 ページをご覧ください。新たな防火規制について示しております。中央にあります図の黒く塗られているのが整備地域内で防火や新防火の指定がない区域です。このようなところに新防火を導入していくことを検討すべきではないかということ、土地利用調査特別委員会で、今、議論が進んでいるところでございます。

最後 14 ページに土地利用のあり方についての論点として、木密に関わる点について下線を引いています。枠の中でセンター・コア・エリアと環状 7 号線の間にも木密地域があり、そのようなところで土地基盤の強化や個別建替えによる不燃化の促進、さらに受皿住宅の整備などによって地域の再生を図るべきではないかという論点で議論が進められており、その対策の方向性の案として木密地域の改善に向けた受皿住宅の整備や、建蔽率の緩和を合わせた新防火地域の指定拡大によって個別建替え促進を図っていくという方向性で土地利用調査特別委員会が進められている状況でございます。

以上、資料 4-4 についての説明をさせていただきました。

【事務局（村岡）】 ひきつづき、資料 5 と 6 について。

まず資料 5。一枚おめくりいただきまして、1 番、密集市街地の改善整備について、2 番、密集市街地対策についてをご紹介させていただきます。

1 ページ目、密集市街地の改善整備について。平成 23 年 3 月に閣議決定された住生活基本計画において、地震時に著しく危険な密集市街地、全国約 6000 ha が指定され、平成 32 年度までにおおむね解消していくことで各自治体が密集市街地改善に取り組んでおります。状況について左の表に示しております。左側が平成 24 年 10 月に公表した時の各自治体の危険密集の状況になっております。全国で 6000 ha 弱で、東京都は 1700 ha 弱でした。その後 5 年が経過して、今年の 6 月にホームページ等で公開されております状況では、全国ベースで 3422 ha にまで削減されている中で、東京都は 4 分の 1 の約 482 ha にまで削減されている状況です。右側の計画的改善に向けた取り組みが実を結んで危険密集地については削減されているというのが一つの動きとして示されたところです。

1 枚めくっていただきまして、密集市街地対策について。こちらは国の方で検討されている資料になります。あわせて資料の 6 の建築基準法の一部を改正する法律案も見ていただきなが

ら、先ほどの密集市街地の改善状況と併せてみていただきたいと思います。建築基準法の改正法律案として資料6に3つあがっています。①建築物市街地の安全性の確保、こちらは糸魚川市大規模火災などを踏まえ、密集市街地の解消を進めることが課題ですということで、中段以降に法案の概要がございます。その中の安全性の確保の中で、丸の三つ目、防火・準防火地域における延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和するというこの法案が6月20日に成立しています。準耐火建築物同等以上のものについては、防火・準防火地域内において10%建蔽率を緩和するということが法律案改正の内容になっております。

資料5に戻りまして、先ほどの防火地域・準防火地域での建蔽率10%緩和に関してどのような検討がなされたかということについて、資料の3ページ目に密集市街地の改善に向けた基本的方向性として、危険密集市街地の現状認識、今後の安全確保に係る進め方、今後の評価が三つほど考えられております。これにつきまして国の方で検討がまだ進められておりました、具体的な形としてはまだ決められておりませんが、方向性としてはこのような検討が進められております。

1枚めくっていただきまして、密集市街地の安全性確保に向けたこれまでの取り組みの考え方。これは、これまで全国の自治体で行われている取り組みについて掲載されているものです。

次のページ。従来型アプローチの転換として、先ほどの資料と関連して、現在の密集市街地対策に合わせて、よりきめ細かなアプローチとして三つほど載っております。これに加えて法律の規制・誘導による促進ということを一番下にご書いております。

次のページをおめくりください。こちらから具体的な事例について検討がなされており、密集市街地における防火地域等の指定状況として、右側に品川区の例が書いてあります。結果的に、建蔽率の指定60%のところを超過しているようなところがあり、これに対してどのように建替えを促進していくかということで、次のページに地方公共団体にアンケートをとった結果になります。接道の話と併せて建蔽率の制限が建替え困難となる要因として挙げられており、それを具体的に検討したのが、次のページ以降、品川区豊町の事例となっております。それが8ページ、9ページに記載されております。8ページはこれまでに取り組んできた内容が記載されていますが、これに加えて、今般の建蔽率規制の合理化でさらなる促進を見込むということで、9ページが、建蔽率緩和を実施した場合の市街地のモデル街区について、左側が二項道路の拡幅を含めて、市街地環境がどのようになるかということを示したのになっております。

最後10ページ目。防火地域における建蔽率の緩和。これまではこちらの表にあるとおり、防火地域の3階建て100㎡超の建物については法規制上必ず耐火建築物になりますので、建蔽率

の緩和を受け入れたのですが、右側の準防火地域についてはこれまでなかったもので、先ほどの法案のとおり、こちら側についても延焼防止機能の高い建築物であれば建蔽率の緩和の適用を受けられるということを検討して、最終的に法律案の改正になったということです。このようなことを国の方で検討がなされたということを報告させていただきます。以上です。

議 論

(11 : 03)

【中林委員長】 説明は以上ということによろしいですか。ありがとうございます。資料の4-2から4-3、4-4、そして資料の5、6というので、最近の動向等のお話をいただきました。議論の時間としては、20分くらいとれると思います。本年度30年度あたりから数年かけて防災都市づくり推進計画を抜本的に見直していこうということでこの委員会が立ち上がっておりますので、目指すべき都市像について、あるいは防災都市づくりとして今後どのような方向性で、あるいは課題等をつめて、議論をしてほしいと思っております。どこからでも結構ですので、ただいまの説明に対して、また、ご質問があればご質問も含めて、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

まず、皮切りに私のほうから。今回、防災都市づくり推進計画の委員会ということですが、関連して地域危険度、それから避難場所の問題等ありますが、区域がそれぞれ違いますね。地域危険度は市街化区域全体を対象としていますし、防災都市づくり推進計画は、これは防災生活圏の定義を阪神・淡路大震災以降に展開したということもあって、防災生活圏中心でやってきましたから、区部と7市という範囲。市街化区域ですとプラス19市町はある。それから、避難場所の指定は、東京都として指定しているのは23区ということですね。区部が、木造密集市街地としても一番広くて、かつ密度も高く、課題が多いのですけれども、まず、区部、プラス7市の防災生活圏のエリア。そして、地域危険度としてはプラス19市町の市街化区域。それらを、ただいまの説明を聞きながら見ていくと将来的に防災都市づくり推進計画としては市街化区域を対象の前提にして考えていくことが必要なのかなと思いました。というのは資料4-2の4pとか6pあたりに、人口が減る時代とはいえ東京に人口がまだ増えていますので、家が増えていく可能性もあるのですが、郊外での新たな密集市街地の再生産を防止しようということを考えると、やはり、市街化区域全体を睨んで、地域危険度で見ても危険度1、2とこれまで相対評価で比較的安全としていたところが、そこを将来的にも安全な市街として誘導していくようなことを積極的に位置付けていく必要があります。区部では密集市街地をいかに改善するか

だが、郊外では知らない間に密集化が進んでいましたということではいけないだろうということだと思いますので、少し、防災都市づくり推進計画の範囲と、主たる防災都市づくりの課題を、少し整理して、市街化区域全体、地域危険度が対象としている範囲全体を踏まえた推進計画として体系化されたほうがいいかなと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

【加藤委員】 公開の会議ということで、あえて議事録に残すことも考慮しまして。みなさまご存知のことを繰り返すのですが、いくつかあります。一つ目に、延焼遮断帯の形成基準についてですが、資料4-2の10pに、幅員に応じて沿道の不燃化率の数値が組み合わせられて形成基準になっていますが、通常、厳密には輻射熱計算をして、対岸に燃え移るかを計算するのですが、防災都市づくり推進計画では、簡易な方法になっているわけですね。これについては以前、庁内で検証していますので、その確認をもう一度されておく必要があるかなと思います。確認というのは、きちんと検証済みであるということを明確に記載しておいたほうが良いのではないかなということがまず1点です。

それから2点目が木密に関してですが、従来、木造密集市街地というのはマクロに見て、全体を数値で抑えて、進捗状況を測っていますが、最近の下町の様子を見てみると、敷地条件の良いところは、結構、建て替わっていますよね。こういうところは、ほうっておいてもある程度、建て替わるような気がします。おそらく世代交代があって、おばあちゃんとかがなくなって、更新されて、ということが進んでいると思います。残るのはウラ宅地が塊まっているところが、最後まで残りそうな感じがしていて、住んでいる人を見てみると、やはりおばあちゃんだけだったり。そうすると、ほうっておいても大丈夫なところと、最後まで問題になる場所とは、力の入れ具合もだいぶ違ってきますし、今までのマクロ指標ではなかなか見つけられないところだと思います。そう言う意味で、今までのマクロ的なもの見方から、もっともっときめ細かな、ツボ押しとか、ツボがちゃんと見えるような見方をしていく必要があると思います。それとあと、木密に絡んでいくと、ランドデザインで、木密の東京ならではの話ですけども、魅力的な安全な木造密集市街地を作っていこうというニュアンスだと思います。従来の40、50、60年くらい前の木密とは違う質の変換が成された魅力的な木密が将来出てくる。先ほど、土地利用の話がありましたが、下町の密集市街地というのは準工業なのですが、最近、荒川も隅田もほぼ住宅地になっていますよね。とうの昔におじいちゃんはなくなっているのです、工場の多くは廃業の方向にあって、積極的に住宅地として、位置づけるというか、誘導を図って、後追的に推進するということをして、用途地域の変更などもちゃんとやっておかないと

いけないのかなという気がしています。

3 点目が地域危険度。建物倒壊危険度や総合危険度は下町のほうに危険度が高いところが偏っているのですが、老朽建物が多いということ以上に、地盤の揺れについてハンディキャップを背負わされているのですよね。つまり地盤が弱い。山の手に対して、下町は、1.8 倍くらいの強さの揺れが入るという前提ですので、下町に建物倒壊危険度が高いところが偏ってしまっている。一方、火災危険度を見ると、ハンディキャップがあるにもかかわらず、山の手のほうが比較的危ない結果になっているので、これは、相当、山の手のほうが危ないということを表しているのだということをお忘れにはいけないと思います。あと、これまで相対評価をしてきているのですが、第 6 回、7 回するときにも、絶対評価をしたほうがよいのではないかというのがある、そういうのが必ず出てくるのですが、僕は相対評価も必要かなと思います。相対評価の意味というのは、常に危ないところというのはいくらがんばっても常に危ないのですが、相対評価をすることで、5 年ごとに常に目標水準が上がっていくという意味合いがあるので、東京の市街地というのは基本危ないので、相対評価を持ち続けて、常に目標水準を高めていったほうが健全かなと思っています。だから、絶対評価もいいのですが、相対評価をなくさないことが重要かなと思っています。

あと、質問が 2 つあります。

先ほど、中林先生が言われていた、多摩地区について、前回の推進計画では、未然防止というのが入っていたと思いますが、それがその後どうなっているのか、どう進めるのかというのが質問です。

あと、もうひとつ、無電柱化について、資料 4-2 の 14p、無電柱化が防災上重要だと書いてあるのですが、僕はあまりピンと来ていません。どこをどのようにしていくのかというのを説明していただきたい。

【中林委員長】 質問 2 つについて。

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】 多摩地域について、危険量の分布を出していただいた中で、多摩地域における危険量の色が段々濃くなっていることを感じておまして、この点にきまして、今まで、狭隘宅地の再生産だとか、地区計画において規制をかけていくということはあるのですが、今回またご議論深めていただいて、私どもとしても、その辺のデータについて調査をかけまして、ご提示できれば、議論の台に載せていきたいなと思っております。今のところは、整備地域として載せてございませんが、多摩地域にも木密地域が一部あることは

間違いございませんので、これを今の状態で再生産しないということでおききれるのか、それとももう少しメスを入れなければいけないのかというのも、われわれも懸念しておりますので、少し実態の調査を行いましてご議論のテーブルに載せていただきたいと思っております。

【加藤委員】 前回までの検討の中で、その検討をしていますよね。

【中林委員長】 そうですね。

【加藤委員】 その中で、再生産というよりは、生産されている様子が伺えます。実際に現地を見に行くと、今まで畑だったから良かったものの、畑が売り地にされて、いつの間にか延焼クラスタが繋がって大きくなっているところもあるし、あと、もうしばらくして畑がなくなれば、延焼クラスタが完全に繋がってしまうところもたくさんある。もともと桑畑で基盤が少なく、細長い宅地が変わってしまっているところがあります。ああいうところなどは、今は危険度が色が付いていませんが、そのうち、色が付いてくる。色が付いてきてから手を出しても間に合いません。未然に手を打っていくという方向性で行くのだと、多摩地域の自治体に対しても話していたと思います。その辺はまだ進んでいないのでしょうか？

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】 実際、今、地区計画等の補助事業を、多摩地域のほうにも展開して、実際に踏み込んで実施しているところもございます。そういう規制の網をかけているところもありますし、規制の網を掛けるための準備として地元に入っていたりもします。それらの効果が今後見えてくるということもあると思います。それらも含めて少し調査を進めて行きたいと思えます。

【中林委員長】 今の点ですが、今回地域危険度第8回ですが、第7回から始めた災害時活動困難度というのが基盤整備状況を示していて、基盤が整備されていないところは災害時活動困難度が高く、色が濃くなっているその分布は、マぱっと見ると一目瞭然で、後藤新平の帝都復興計画で整備した下町周囲で整備がされていて、多摩のほうがいわば整備が進んでいない。

資料4-2のp16に多摩にも古い木造住宅の老朽化したところもありますというのが示されていますが、その木造密集市街地と、基盤整備が進んでいない災害時活動困難度が高い地域というのは、重なっているか、それに隣接している地域が多い。つまり、多摩でも、小規模ながらそういう危険な市街地が広がってきつつあるのではないかと、ということが事実ではないかと思

いますし、この危険な市街地のメッシュひとつを取り出しても、それが糸魚川の火災で燃えた範囲より広くなくても、燃える建物の数は3倍くらいになってしまう。だから、そういう意味でも、多摩でも防災都市づくりとしてやっておくべきことはまだまだあるのだろうと思います。

【加藤委員】 先生にご覧いただいていたかもしれませんが、延焼クラスタの大きさを比べてみたのですが、糸魚川と神戸市長田地区と東京で。長田地区は、吉祥寺とだいたい同じくらいの大きさでした。糸魚川の燃えた範囲は、東京ではクラスタとして見えないくらいの小さい範囲になります。

【中林委員長】 酒田大火は1700棟以上燃えて、糸魚川が147棟ですから10分の1くらい。酒田の大火がようやく、(資料4-2のp16の木造住宅密集地域の画像に出てくる)多摩のひとつの塊ぐらに見える程度。だから、多摩地域の自治体の皆さんが、東京の防災は23区がひどくてうちは安全という認識があるのだったら、とんでもないということをきちんと伝えていけるような防災都市づくり推進計画にしていけないといけない。

【事務局(安部防災都市づくり担当部長)】 無電柱化についてお答えします。推進計画を21年3月に改訂し、その後1000kmくらいを毎年、改めており、28年度末から29年度末に無電柱化していくべき検討路線を色塗りしてしまして、自治体と協力しまして、実施していこうとしています。また、チャレンジ路線ということで、かなり狭隘な道路でも助成して支援していこうということも進めておりまして、区のほうにも手を上げていただいているという路線もいくつかございます。いろいろと技術的な課題はありますが、そのようなことを進めていこうという状況でございます。

【加藤委員】 狭隘な道路というのは密集市街地内でのということでしょうか？

【事務局(安部防災都市づくり担当部長)】 そうです。

【加藤委員】 それなら、非常によくわかります。

【中林委員長】 それを進めるのが防災型の整備といえますね。景観型でいうとオモテ通りの街並み整備ということで、電線をなくして空を広くとか、蜘蛛の巣の空をやめようとい

うことがあります、防災でいうと避難路確保とか活動困難になるような細街路でけっこう電柱が邪魔したり、下町で液状化が起きると電柱が傾いてしまい災害時の活動を大きく阻害したりするので、それをいかになくすかということ。もうひとつ心配しているのは、無電柱化するとトランスを地上に設置することになるので水害のときにトランスがショートというか被災しないようにする必要がありますね。電線のほうは地中に入れるときに防水をしっかりと行いますが、トランス部分というのは熱の発散もしないといけないので、現場を見ると下から50～60センチは防水にしてあるのですが、その上は開いています。放熱のためにだと思っただけですが、だから、洪水ハザードに合わせてみるとあれではダメだということが出てくるのではと気にしているのですが。

【加藤委員】 下町は5 m上に置かないといけないとか。

【中林委員長】 街灯型のトランスだけぶら下げてあるのがありますね。洪水ハザードマップで地上設置に問題があるところはぶら下げ型のちょうちん型のものでがんばるとかを一緒にやってもらわないといけないかと思います。

せっかくなので、時間を超えてしまいますが、ございますでしょうか？

【大佛委員】 いくつかコメントと簡単な質問がございます。

推進計画として、今までいろいろな策を打ってきたところですが、新しい策をこれから打つ前に、これまで打ってきた策がどういう効果があったのかということも振り返る場面があっていいのかなという気が致しました。すでにいくつかの委員会の中では、そういったことを資料としていただいているかと思うのですが、例えば資料4-2の中でいくつか、年度ごとに数値が変わってきたかとか、延焼遮断帯の形成率も2枚の図が並べてありますが、部会の中では差分なども見せていただきたいと思います。この差分もどういうところで進んでいて、どういうところで残っているのかというのをバックデータと一緒にながめていくという作業も必要なのかなという気がしました。特に最後のほうで、新防火の話なども、新防火の効果というののもかなり出てきているというのも実感していますので、新防火をかけたところと、おなじような街区なのだけれどもかけていないところとで、不燃化の進行速度がどのように違ってきているのかというのを見ると、新しくもっと積極的に新防火をかけていこうという話もございましたが、その効果をあらかじめ見据えて、議論できるのかなと思いました。また、最後のほうで国土交通省のデータで建蔽率10%緩和という話も同様に、建蔽率がきついのであればそれを10%緩和

することの効果はどれだけあるのかということも、あらかじめわかるようでしたら、バックデータとしてあるといいということをおもいました。

それから、建蔽率10%の話でいうと、私が分析したところでは接道義務が非常に利いていて、建蔽率のことは建蔽率の規制を少し緩めてというのはいえませんが、接道義務を緩めてということはできませんが、先ほどもお話がありましたように、残っている建物というのは段々と奥のほうになって、裏画地のように、そこに対して何か策を打っていかないとそこがほったらかしになってしまって数字で見てもなかなか不燃化が進みませんねということになってしまいますので、そのへんの、今、進みの悪いところに、新しいカンフル剤のようなものを打っていくというののひとつ考えていく必要があるのかなともおもいました。

それから、少し細かい話になるのですが、緊急輸送道路のところ、こちら委員としてかわらせていただきましたので、その中でいろいろとデータを見させていただきました。この中で、特定緊急輸送道路がより重要度が高いので、耐震診断が義務化されて、沿道建築物がどのくらいの強度を持っているかということも、かなりわかっていて、それをもとに細かい議論がされてきたと思います。しかし、特定緊急輸送道路だけでは拠点施設に到達できなかつたり、どうしても、機能階層が低い一般緊急輸送道路にも頼らないと緊急時のアクセシビリティは確保できない。そうなった場合、まだ、一般緊急輸送道路については沿道建築物の耐震診断がなされていませんので、今のところ委員会の中では、おおむね特定緊急輸送道路と同じだろうという想定でやりました。ただ、そこも、もやもやしていて、特定緊急輸送道路のようにどの建物が弱くて、どの建物がまあまあいいねというような、一回あぶりだしておく作業というの、数は多くなってしまって大変かもしれませんが、データがあるといいのかなと、委員会の中では申し上げていたのですが、その点を少しリピートさせていただきました。

細かい話で、わたしも不勉強なのですが、避難場所の廃止というのが1か所できていましたが、その廃止のバックグラウンドとか理由を教えてくださいませんか？

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】 ただいまご意見いただきましたほうの、今後のバックデータ、新防火等の施策などの効果ですね、こういうところも、ご議論いただくために私共としても、自然更新がどれだけ規制の関係で効果的によくなっているのかを含めて整理していきたいと考えています。今後のご議論の中で使えるようなものを検討していきたいと考えております。

最後のご質問の避難場所の廃止のほうの件ですが、江東区のエリアで1か所避難場所廃止の場所がございます。こちらは具体的に言いますと、東電さんのグラウンドでした。東電さんの事

情もございまして、ここが民間に売却されまして、今、倉庫の設置が始まっているということで、物理的に使用が難しくなっているという状況でございます。

【中林委員長】 それで、廃止はしたのですが、その対象地区は避難しないでいい地区内残留地区に組み込まれることになりました。北側の地区から逃げられればいいねということだったのですが。

大佛先生の一番最後の緊急輸送道路の件については、条例を少し改正しないといけないのだろうと思います。特定緊急輸送道路のやや強い指導を、一般緊急輸送道路にあるいは緊急輸送道路全体に広げて、少なくとも耐震診断と建替計画の開示、いつ改修するとか、助成ができるとか。ビルだと結構お金がかかるのですが、その辺も含めた条例の改正を少しやっていただかないといけないので、そのためにもバックデータが必要なところですね。

【大原委員】 資料 4-2 の p25 に避難場所等の最新の指定状況が書いてありまして、地区内残留地区が前回より 1000ha 増えたというのが載っていますが、私はこれは大変良いことだと思います。避難しないでそこに残留していいということですから、これはとても大きいことだと思います。整備目標が p8、p9 に書いていますが、特に地区内残留地区については触れられていません。今までの経緯とか目標とかも載っていないのですが、住民からしてみれば逃げなくてもいいというのはものすごくありがたいことなので、目標に掲げていただいて、何年後に達成しているよというのも挙げていただくと住んでいる住民側からするととても安心なのではないかなと思っています。

あと、さきほど、10 年間で延焼遮断帯が 58%から 64%まで 6%増えたというように、非常に、この 10 年間の取り組みによって進捗しているということが本日わかりまして、これは、もう少し、都民のみなさんに PR されたほうがいいのではないかなと思っています。その都度、計画とか方針とか出されている時に記者発表とかされていると思いますが、昨今大阪とかでの地震もありまして、都民の皆様も自分のところが大丈夫かなと不安も高まっていると思いますので、こういう取り組みによって値としてもどんどん変わってきていて、さらに目標も立てているということももう少し PR して頂くとう不安感が軽減されていいのではないかと思います。

【伊村委員】 多摩地域の木密が再生産されていることに関して新しい用途地域ができましたですよ。田園住居地域。あの辺で農地が宅地化するようなところを少し視野に入れて作られ

ているかと思うのですが、新しい用途地域を指定することによって効果がないのかとか、そういう新しい用途地域を考慮に入れて多摩地域については検討してはいいかかと思えます。私の大学のところもどんどん農地が住宅化してしまっていて、やはり少し気になるのは大きな畑だったところが宅地化されまして、接道しているところはいいのですが、引き込みの奥まったところにコの字型に建っているところが多くて、今は新築で建っているからいいのですが、これがどんどん古くなっていったら奥はどうなるのかなというのが、思うところがあって、あつという間にどんどん、相続の関係とかのタイミングで、そのように変わっているところがあります。ですので、多摩について考える場合に農地を農地としてどうやって保持しておくのかということも視野として持っておくこともよいのではないかと思います。あともう一つは、地域危険度の議論の時に、加藤委員がおっしゃっていましたが、絶対評価か相対評価かというところで、かなり頑張っているのに褒めてもらえないというところがあるので、大原委員のご発言にもありましたが、記者発表とかで頑張っているところは頑張っているところとして賛美して、足りてないところはもう少しやってくださいというのと、あと、ただ、やってくださいやってくださいばかりだと都民としてもしんどいので、その辺のところも少し公表していくときに、先になるとは思いますが、視野に入れていただけるとよいかと思えます。

【中林委員長】 はい、ありがとうございます。時間がそろそろ来たのですが、あと2つ私の方からお願いをして終わりにしたいと思います。一つは都市づくりグランドデザインに関して、従来、木造密集地を環七の内側外側とで同じ扱いで整備を考えていたところを、今回の都市づくりのグランドデザインでは、環七までの内側を中枢広域拠点域ということで住居系だけではない中枢機能的なところも含めた位置づけに変わっていますよね。外側は新都市生活創造域ということで、こちらは住居系を考えていく。そうすると木造密集市街地の改善という重要課題が、この防災都市づくり推進計画のメニューとしても若干趣が変わっていくのかということですね。つまり三軒茶屋とか小山とか、木密の中の商店街とか地下鉄などの駅周辺の位置づけが、少し変わっていくのかなということも含めた検討も必要になってくるのかなというのが一点です。そうすると実は何が一番大きな課題になるかというと、私の考えるところでは今のまちはそんなに急に変わらないので長期ビジョンでいいのですが、震災が起きて被災してしまった後に震災復興グランドビジョンと言うかな、震災復興の時にそのような地区はどのように復興するのかという時に中枢広域拠点域の被災地と新生活都市創造域の被災地では同じ木造密集市街地でも復興都市づくりのイメージが違うのだとすると、それはやはりきちんと今から準備しておかないといけないのではないかと思います。2003年の震災復興グランドデザインという

のがそのまま棚ざらしと言うか、ずっといきているのですが、それもこの防災都市推進づくり計画に直接関わるものではないとしても、震災に関連の都市づくりとして近い将来に少し、震災復興ランドデザインという重なってしまうので震災復興ビジョンでもいいので、そのような検討もはじめていただくということが都としては必要なのではないかとというのが一点です。もう一点は地区計画を作ろうということで進めてきているのですが、これは所管が違うのかもしれませんが、地区計画に合わせてつまり防災まちづくりのハード面の地区計画に対して、ソフト面の方は、先ほどの地域危険度では“ソフト面での防災活動を頑張っています”ということがなかなか評価できないと置いていたところに関して、そのような活動を評価する一つの手としては地区防災計画が使えるか。それをもって我々はこのように地震の時や洪水の時に避難をして命を守るだとか、助け合うのだとか、そういう地区防災計画をもう少し推進していくことでハード・ソフト合わせた防災まちづくりを東京都が進めていきます、ということの評価していくという方向性も一つあるのかなと感じています。

閉 会

(11 : 42)

【中林委員長】 時間を15分オーバーしてしまいました。2回目は年度末になってしまうのですが、これから進めていくにあたっての方向性などの議論の素材などとしての各委員から様々なお話を頂きました。もし、これ以上委員の方からお話がなければ、一応予定していた議題は以上ですので、本日の議論は今後に生かしていただくとしまして、本日の審議事項としては以上とさせていただきますと思います。それでは最後に事務局から連絡事項等ございましたらよろしくお願いたします。

【事務局（栗原防災都市づくり課長）】 ありがとうございます。今後ですが、委員長からお話がありましたように委員会につきましては今年度末にまた開催させていただきたいと思っております。

日程や場所については別途調整してお知らせさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また今回ご意見頂きましたことを含めて専門部会を立ち上げさせていただきまして議論をまた深めていただきたいと思いますので引き続きよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。本日はありがとうございました。

【中林委員長】 ありがとうございました。では資料 4-1 にあるスケジュールで今年度は動かしていくということですね。それでは以上で本日の議事はすべて終了いたしました。時間をオーバーいたしましたけれども、熱心にご議論いただきましてありがとうございました。本日の防災都市づくり推進計画検討委員会は以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

(11 : 44)